

佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 庁
教育事務所

教育庁専決規程（平成7年佐賀県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（教育政策課長専決事項）</p> <p>第7条 教育政策課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 教育庁、教育機関及び公立学校の情報化の推進に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>第8条・第9条 略</p> <p>第10条 削除</p>	<p>（教育政策課長専決事項）</p> <p>第7条 教育政策課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>（教育情報課長専決事項）</p> <p><u>第8条 教育情報課長は、次に掲げるものを専決することができる。</u></p> <p><u>(1) 教育の情報化に関する施策の企画、調整及び推進に関する事</u> <u>務を処理すること。</u></p> <p><u>(2) 教育の情報化の推進に関する教職員の人材育成に関する事</u> <u>務を処理すること。</u></p> <p><u>(3) その他教育庁、教育機関及び公立学校の情報化の推進に関す</u> <u>る事務を処理すること。</u></p> <p>第9条・第10条 略</p>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。